

3. 地区別景観計画等

1. 江の島特別景観形成地区

(1) 江の島特別景観形成地区の景観形成について

江の島地区は、江戸期から湘南を代表する観光地として親しまれてきました。昭和後期に入ると、環境やまち並み整備の立ち後れ、旧島部と臨港地区のイメージの不統一等から観光地としての魅力の低下が懸念されるようになったため、昭和 63 年から、官民一体となって総合的な地区の整備計画を策定し、まちづくりに着手し、基盤整備と併せ、旧条例に基づく特別景観形成地区（平成 2 年決定）と地区計画制度を適用し（昭和 63 年決定）、江の島のまちづくりを推進してきました。

その運用は、行政と地元協議会の協働により進められ、まち並み形成として一定の成果を挙げてきました。一方で、これらの取り組みから 20 年近くを経過し、過去の景観誘導の経緯をふまえ、より実効性、恒久性のある景観誘導手法への移行が求められています。

そこで、本地区においては、地元協議会との検討を踏まえ、景観法に基づいて創設された都市計画上の地域地区である景観地区を指定することとし、また、藤沢市全域について定める景観計画において江の島地区独自の方針や諸制度の活用を図ることとし、今後は主要な特定公共施設を景観重要公共施設として指定し、整備・許可の基準を定めていきます。

また、地区の景観形成基準を景観地区に移行するこの機を捉え、以下の点について、基準の追加等により強化を図ります。

景観法への移行に伴う見直し・強化点

1. 江の島独自の「建築物の高さの最高限度」の規定

見えがかりの高さが 15 メートル（山地区では 12 メートル）を超える建築物の規制として、建築物の高さの最高限度についての基準を地盤面の算定方法とともに定めます。

2. 工作物の形態意匠について条例に規定

景観地区内における工作物の形態意匠についての制限を新たに条例化します。自動販売機に係る修景基準、装飾塔、フラッシュライト等の基準を定めます。

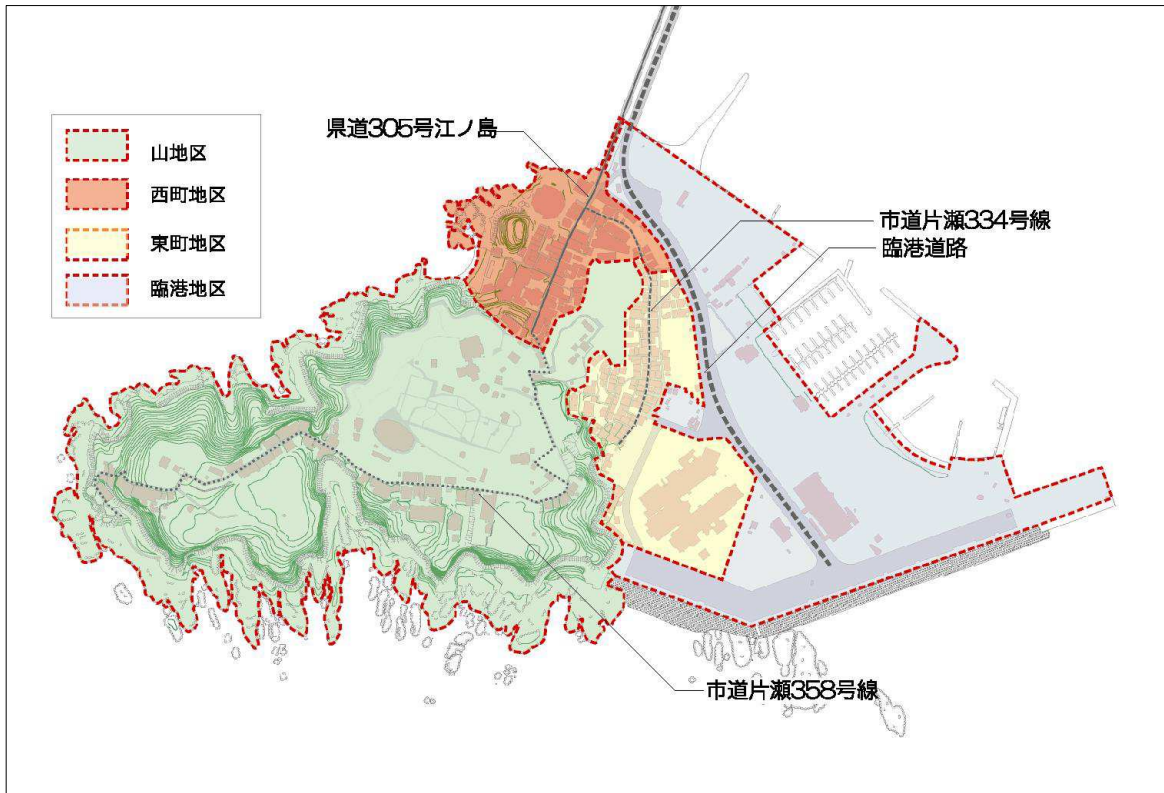
3. 開発行為の制限について条例に規定

景観地区内における開発行為等の制限について新たに条例化します。開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないよう、盛土、切土によって生じる法面の高さの最高限度の基準を定めます。

(2) 地区の区域及び地区区分

□地区の位置 藤沢市江の島一丁目及び二丁目地内

□区域面積 約 38.4ha



(3) 景観形成の目標

島ぐるみ野外博物館

江の島ならではの「自然・眺望・歴史・文化等」を引き立てながら、自然環境に調和した和風イメージの景観づくりを進め、江の島らしさの保全育成を実現する。

1. 臨港地区と旧島部の景観の調和を図り、緑の江の島にふさわしい景観づくりを目指します。
2. 現在環境を阻害している要素は改善し、新たに景観を阻害する要素の設置を避け、史跡名勝の島にふさわしい景観づくりを目指します。
3. 鳥や小動物等の住める豊かな緑と、潮騒の音や磯の香りのある自然の海辺を守り育てると共に、これら自然環境に調和したまち並み景観を目指します。
4. 江島神社を始めとする歴史的文化遺産を守ると共に、これら歴史的環境に調和したまち並み景観を目指します。
5. 島内から相模湾や湘南海岸を見渡す眺望点を守り、さらに魅力ある眺望点の形成を目指します。

(4) 景観形成の方針

①区分別方針

1. 土地利用に関する方針

自然的・歴史的価値の高い環境を保全して、行楽地としての価値を一層高めるため、江の島にふさわしい秩序のある土地利用を図ります。

2. 地区施設の景観形成に関する方針

江の島の自然環境や歴史環境に調和した景観形成の先導的役割を担い、観光資源としても魅力ある地区施設（道路、三庭園、岩屋、緑地、公衆便所等の公共建築物、駐車場、臨港地区等）を整備します。

3. 建築物等の景観形成に関する方針

対岸や島内からの眺望に配慮し、適正な規模、和風の形態、自然素材等の使用により、史跡名勝の島にふさわしい質の高いまち並みをつくります。

4. 緑化に関する景観形成に関する方針

緑は、江の島の代表的自然環境の一つであり、樹林地の保全・参道沿いの修景緑化・宅地内の緑化等を推進します。

5. 色彩等の景観形成に関する方針

鮮やかな色・極端に明るい色を避け、自然環境に同化しやすい壁や屋根等の色を基調とすることにより、穏やかな自然環境色と調和し、歴史を感じさせる美しいまち並みをつくります。

6. 景観管理に関する方針

江の島をいつまでも美しく住みやすく保つため、道路の使い方、道路や公衆便所等の清掃管理、街路照明の管理、ゴミや商品ケースの扱い方等のルールをつくります。

7-1. 眺望景観に関する方針

湘南海岸を見渡す島内の眺望点からの眺望景観を確保するために、眺望点の修景整備を行います。島外からの眺望にも配慮した建築物等の景観誘導を行います。

7-2. 水際線の景観に関する方針

臨港地区の人工的水際線を自然素材等を用いて自然を回復し、水際に親しめるような改善を行います。岩だな・岩場等の観光資源としての活用及び水際線の美化を図ります。

7-3. 産業・芸能・文化財等の景観への活用に関する方針

江の島の産業・芸能・文化財等を江の島の景観形成活動の中で広く市民や観光客に知らせ、行事の活性化・ミニ博物館の設置・パンフレットの作成・土産名産品の開発等を行います。

7-4. 音環境に関する方針

自然環境の豊かな江の島、江島神社のある歴史的景観に調和するような音量の抑制や広告内容を江の島にふさわしいイメージにするなどの音環境の管理を行います。




②地区別まち並み形成方針及び整備指針

区分	まち並み形成方針及び整備指針
<p>西町地区</p> 	<p>1. まち並み形成方針 江島神社の門前町として、賑やかさの中にも歴史と文化を感じさせるまち並みとなるよう、江の島の導入部として、江の島そのものを意識させる和風のまち並みを目指します。</p> <p>2. 整備指針 西町参道（県道305号江ノ島）は、沿道を江の島のシンボル空間と位置づけ、道路景観と一体となったまち並み整備事業を推進することにより、和風のまち並みを再現し、観光地として江の島のまちづくりの先導的役割を担います。</p>
<p>東町地区</p> 	<p>1. まち並み形成方針 旧島部の緑豊かな和風の街と臨港地区の海辺の街とを結ぶ観光上も重要な役割を担う商店街の形成及び斜面緑地を背景とした斜面住宅地として、江の島の自然環境と調和した景観の形成を目指します。</p> <p>2. 整備指針 漁師町としての面影を残す雰囲気を生かした海辺の賑わいのある景観整備及び臨港道路・片瀬東浜海岸からの仰視、中津宮からの俯瞰等に対して、自然環境と一体となった落ち着いた屋根や外壁・塀等の色彩・形状により、江の島の自然環境と調和したまち並み全体の景観整備を進めます。</p>
<p>山地区</p> 	<p>1. まち並み形成方針 豊かな樹林とその間に見え隠れする海や空、そして荒々しい岩肌等自然にいだかれた場所として、自然環境と一体となった静かで穏やかなまち並み景観、眺望を生かした開放的なまち並み景観の形成を目指します。</p> <p>2. 整備指針 海上や岩場からの仰視、参道や江の島灯台からの俯瞰等に対して、自然環境と一体となった落ち着いた屋根や外壁・塀等の色彩・形状により、江の島の自然環境と調和したまち並み全体の景観整備を進めます。</p>
<p>臨港地区</p> 	<p>1. まち並み形成方針 史跡名勝としての江の島に調和する、落ち着いた緑豊かで自然環境のあふれる海辺のまち並み景観の形成を目指します。</p> <p>2. 整備指針 旧島部の自然景観に埋立地の人工的景観を馴染ませるため、緑化を推進すると共に、自然素材等を用いた景観整備を進めます。水際線への人々の接近性を高めると共に、自然素材等を基調にした修景により、自然の回復を目指します。</p>

(5) 景観形成基準

(法第8条第2項第2号 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項)

① 共通事項

<p>遠景に関する事項</p>	<p>対岸や海上からの眺望に配慮し、美しく緑豊かな江の島の景観を阻害しないこと。</p> <p>色彩が江の島の緑、岩場、海辺等の自然景観になじむものであること。</p> 
<p>中景に関する事項</p>	<p>島内における見下ろし景観に配慮し、屋根の形状や色彩が周辺と違和感を感じさせないこと。</p> <p>島内における見上げ景観に配慮し、外壁の形状や色彩が周辺と違和感を感じさせないこと。</p> 
<p>近景に関する事項</p>	<p>軒線や壁面線を揃えるなどまち並みの連続性に配慮していること。</p> <p>仕上げや色彩が江の島の自然や歴史と調和したまち並みになじむものであること。</p> 

②地区・要素別事項

		西町地区		
建築物の高さの最高限度		建築物の高さは、建築物が周囲の地盤と接する位置のうち、最も低い位置から3メートル以内の高さまでの平均の高さにおける水平面から15メートル以下とする。 ※別図1を参考		
建築物の形態意匠の制限	外観の仕上げ・色彩	屋根	1 色彩は、別表1による。ただし、銅板葺き仕上げによる場合は、この限りでない。 2 県道305号江ノ島に面する建築物は、屋根を日本瓦（日本瓦風のコンクリート瓦等を含む。）又は銅板その他の金属板で葺くものとする。ただし、まち並みに調和したものと認められる場合は、この限りでない。	
		外壁	1 色彩は、別表2による。ただし、伝統的建築様式若しくは神社建築様式に合致した建築物の色彩又は外壁の一部に小面積で用いる色彩は、この限りでない。 2 県道305号江ノ島に面する建築物は、外壁の仕上げを土壁、砂壁、漆喰塗壁、リシン吹き付け、リシン掻き落としその他これらに類するものとする。ただし、まち並みに調和したものと認められる場合は、この限りでない。	
		建具	1 県道305号江ノ島に面する建築物の建具の色彩は、焦げ茶色又は黒色系とする。ただし、木製建具については、素地色又は素地に近い色彩とする。 2 シャッターの色彩の基準は、外壁の基準に準ずるものとする。	
	外観の意匠	屋根・外壁	1 屋根は、切妻、寄棟、入母屋等の勾配を有する伝統的な形状とし、その勾配は、10分の3以上10分の7以下とする。ただし、まち並みに調和すると認められる場合は、この限りでない。 2 県道305号江ノ島に面する建築物は、当該道路に対して平行に大棟を通すものとする。ただし、まち並みに調和したものと認められる場合又は敷地の形状によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。 3 県道305号江ノ島に面する建築物（当該道路に面する部分に限る。）は、各階の上部に屋根又は庇を設ける。 4 県道305号江ノ島に面する部分にルーフバルコニーを設置する場合は、屋根又は庇の設置等により和風のイメージを著しく損なわないものとする。 5 塔屋は、建築物本体と調和し、和風のイメージを著しく損なわないものとする。 6 外観に曲線的な意匠を使用し、彫刻を施し、又は壁画を描く場合は、和風のイメージを損なわないものとする。	
			建具	1 建具、ベランダ等に曲線的な意匠を使用する場合は、和風のイメージを損なわないものとする。 2 県道305号江ノ島に面する建築物の外壁に設ける建具（出入口に係るものを除く。）、ベランダ等は、木製格子を設けるなど和風の形態とする。
			日除け・風除け	色彩は、別表3によるものとし、日本の伝統色を生かした落ち着いた色を基調とする。
			照明	1 照明は、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものとしてはならない。 2 県道305号江ノ島に面する部分の照明器具は、和風のイメージを損なわないものとする。
			建築設備	給排水管、空調設備の室外機等の壁面設備は、県道305号江ノ島から見えない位置に設置するものとする。ただし、当該位置に設置することが困難な場合は、木製格子等の囲いを設けるなど目隠しを施すものとする。

工作物の高さの最高限度		最高の高さを15メートルとする。ただし、用途上、構造上、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。
工作物の形態意匠の制限	記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの	1 画像、動画を表示又は掲示するLED装置、大型スクリーンその他これらに類するものを設置してはならない。 2 過剰な装飾を避ける等、周囲の環境に調和した色彩やデザインとする。 3 照明は、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものとしてはならない。
	物の製造、貯蔵又は供給処理の用に供する施設	県道305号江ノ島に面する部分に設けるものは、木製格子等の囲いにより目隠しを行う。
	垣又はさく	竹垣・板塀・生け垣その他これらに類するものとする。 ただし、コンクリートブロック・コンクリート等の塀のうち、外壁の基準に準ずる色彩を用いているもの、県道305号江ノ島に面する場合は日本瓦をのせる等、和風の形態としているものは、この限りでない。
	擁壁	自然石擁壁・自然石風擁壁（コンクリートはつり等）又は前面、上部、壁面等に緑化を施した擁壁とする。
	自動車車庫	垣又はさくの基準に準じて修景する。
	自動販売機（屋外に設置されるもの）	1 外装部分の色彩は別表4による。 2 商品窓の内部パネルの色彩は、白色又は5Y8.5/0.5程度の高明度・低彩度色とする。
	その他の工作物	周囲の環境に調和した色彩やデザインとする。
開発行為の制限	盛土、切土の制限	開発行為における切土又は盛土(以下「盛土等」という。)によって生じる法の高さは1.5メートルを超えてはならない。ただし、敷地が道路に接する部分から当該建築物までの通路を確保する目的で行う盛土等又は災害防止の目的で行う盛土等で、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。 <div style="text-align: right;">※別図2を参考</div>

東町地区			
建築物の高さの最高 限度		建築物の高さは、建築物が周囲の地盤と接する位置のうち、最も低い位置から3メートル以内の高さまでの平均の高さにおける水平面から15メートル以下とする。 ※別図1を参考	
建築物の形態意匠の制限	外観の仕上げ・色彩	屋根	色彩は、別表1による。ただし、銅板葺き仕上げによる場合は、この限りでない。
		外壁	色彩は、別表2による。ただし、伝統的建築様式若しくは神社建築様式に合致した建築物の色彩又は外壁の一部に小面積で用いる色彩は、この限りでない。
		建具	1 市道片瀬334号線に面する建築物の建具の色彩は、焦げ茶色又は黒色系とする。ただし、木製建具については、素地色又は素地に近い色彩とする。 2 シャッターの色彩の基準は、外壁の基準に準ずるものとする。
	外観の意匠	屋根・外壁	1 屋根は、切妻、寄棟、入母屋等の勾配を有する伝統的な形状とし、その勾配は、10分の3以上10分の7以下とする。ただし、まち並みに調和すると認められる場合は、この限りでない。 2 市道片瀬334号線に面する部分にルーフバルコニーを設置する場合は、屋根又は庇の設置等により和風のイメージを著しく損なわないものとする。
		日除け・風除け	色彩は、別表3によるものとし、日本の伝統色を生かした落ち着いた色を基調とする。
		照明	1 照明は、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものとしてはならない。 2 市道片瀬334号線に面する部分の照明器具は、和風のイメージを損なわないものとする。
		建築設備	給排水管、空調設備の室外機等の壁面設備は、市道片瀬334号線から見えない位置に設置するものとする。ただし、当該位置に設置することが困難な場合は、木製格子等の囲いを設けるなど目隠しを施すものとする。

工作物の高さの最高限度	最高の高さを15メートルとする。ただし、用途上、構造上、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。	
工作物形態意匠の制限	記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの	1 画像、動画を表示又は掲示するLED装置、大型スクリーンその他これらに類するものを設置してはならない。 2 過剰な装飾を避ける等、周囲の環境に調和した色彩やデザインとする。 3 照明は、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものとしてはならない。
	物の製造、貯蔵又は供給処理の用に供する施設	市道片瀬334号線に面する部分に設けるものは、木製格子等の囲いにより目隠しを行う。
	垣又はさく	竹垣・板塀・生け垣等又は透視可能な鉄柵・金網等とし、緑化に努める。ただし、コンクリートブロック・コンクリート等の塀のうち、外壁の基準に準ずる色彩を用いているものは、この限りでない。
	擁壁	自然石擁壁・自然石風擁壁（コンクリートはつり等）又は前面、上部、壁面等に緑化を施した擁壁とする。
	自動車車庫	垣又はさくの基準に準じて修景する。
	自動販売機（屋外に設置されるもの）	1 外装部分の色彩は別表4による。 2 商品窓の内部パネルの色彩は、白色又は5Y8.5/0.5程度の高明度・低彩度色とする。
	その他の工作物	周囲の環境に調和した色彩やデザインとする。
開発行為の制限	開発行為における切土又は盛土(以下「盛土等」という。)によって生じる法の高さは1.5メートルを超えてはならない。ただし、敷地が道路に接する部分から当該建築物までの通路を確保する目的で行う盛土等又は災害防止の目的で行う盛土等で、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。 ※別図2を参考	

山地区		
建築物の高さの最高限度	<p>建築物の高さは、建築物が周囲の地盤と接する位置のうち、最も低い位置から3メートル以内の高さまでの平均の高さにおける水平面から1.2メートル以下とする。</p> <p>※別図1を参考</p>	
建築物の形態意匠の制限	外観の仕上げ・色彩	<p>屋根</p> <p>1 色彩は、別表1による。ただし、銅板葺き仕上げによる場合は、この限りでない。</p> <p>2 市道片瀬358号線に面する建築物は、屋根を日本瓦（日本瓦風のコンクリート瓦等を含む。）又は銅板その他の金属板で葺くものとする。ただし、まち並みに調和したものと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>外壁</p> <p>1 色彩は、別表2による。ただし、伝統的建築様式若しくは神社建築様式に合致した建築物の色彩又は外壁の一部に小面積で用いる色彩は、この限りでない。</p> <p>2 市道片瀬358号線に面する建築物は、外壁の仕上げを土壁、砂壁、漆喰塗壁、リシン吹き付け、リシン掻き落としその他これらに類するものとする。ただし、まち並みに調和すると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>建具</p> <p>1 市道片瀬358号線に面する建築物の建具の色彩は、焦げ茶色又は黒色系とする。ただし、木製建具については、素地色又は素地に近い色彩とする。</p> <p>2 シャッターの色彩の基準は、外壁の基準に準ずるものとする。</p>
	外観の意匠	<p>屋根・外壁</p> <p>1 屋根は、切妻、寄棟、入母屋等の勾配を有する伝統的な形状とし、その勾配は、10分の3以上10分の7以下とする。ただし、まち並みに調和すると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 市道片瀬358号線に面する建築物は、当該道路に対して平行に大棟を通すものとする。ただし、まち並みに調和したものと認められる場合又は敷地の形状によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市道片瀬358号線に面する建築物（当該道路に面する部分に限る。）は、各階の上部に屋根又は庇を設ける。</p> <p>4 市道片瀬358号線に面する部分にルーフバルコニーを設置する場合は、屋根又は庇の設置等により和風のイメージを損なわないものとする。</p> <p>5 塔屋は、建築物本体と調和し、和風のイメージを著しく損なわないものとする。</p> <p>6 外観に曲線的な意匠を使用し、彫刻を施し、又は壁画を描く場合は、和風のイメージを損なわないものとする。</p> <p>建具</p> <p>1 建具、ベランダ等に曲線的な意匠を使用する場合は、和風のイメージを損なわないものとする。</p> <p>2 市道片瀬358号線に面する建築物の外壁に設ける建具（出入口に係るものを除く。）、ベランダ等は、木製格子を設けるなど和風の形態とする。</p> <p>日除け・風除け</p> <p>色彩は、別表3によるものとし、日本の伝統色を生かした落ち着いた色を基調とする。</p> <p>照明</p> <p>1 照明は、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものとしてはならない。</p> <p>2 市道片瀬358号線に面する部分の照明器具は、和風のイメージを著しく損なわないものとする。</p> <p>建築設備</p> <p>給排水管、空調設備の室外機等の壁面設備は、市道片瀬358号線から見えない位置に設置するものとする。ただし、当該位置に設置することが困難な場合は、木製格子等の囲いを設けるなど目隠しを施すものとする。</p>

工作物の高さの最高限度	最高の高さを12メートルとする。ただし、用途上、構造上、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。	
工作物の形態意匠の制限	記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの	1 画像、動画を表示又は掲示するLED装置、大型スクリーンその他これらに類するものを設置してはならない。 2 過剰な装飾を避ける等、周囲の環境に調和した色彩やデザインとする。 3 照明は、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものとしてはならない。
	物の製造、貯蔵又は供給処理の用に供する施設	市道片瀬358号線に面する部分に設けるものは、木製格子等の囲いにより目隠しを行う。
	垣又はさく	竹垣・板塀・生け垣その他これらに類するものとする。 ただし、コンクリートブロック・コンクリート等の塀のうち、外壁の基準に準ずる色彩を用いているもの、市道片瀬358号線に面する場合は日本瓦をのせる等、和風の形態としているものは、この限りでない。
	擁壁	自然石擁壁・自然石風擁壁（コンクリートはつり等）又は前面、上部、壁面等に緑化を施した擁壁とする。
	自転車等駐車場	垣又はさくの基準に準じて修景する。
	自動販売機（屋外に設置されるもの）	1 外装部分の色彩は別表4による。 2 商品窓の内部パネルの色彩は、白色又は5Y8.5/0.5程度の高明度・低彩度色とする。
	その他の工作物	周囲の環境に調和した色彩やデザインとする。
開発行為の制限	盛土、切土の制限	開発行為における切土又は盛土(以下「盛土等」という。)によって生じる法の高さは1.5メートルを超えてはならない。ただし、敷地が道路に接する部分から当該建築物までの通路を確保する目的で行う盛土等又は災害防止の目的で行う盛土等で、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。 ※別図2を参考

臨港地区		
建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、建築物が周囲の地盤と接する位置のうち、最も低い位置から3メートル以内の高さまでの平均の高さにおける水平面から15メートル以下とする。 ※別図1を参考	
建築物形態意匠の制限	外観の仕上げ・色彩	屋根 色彩は、別表1による。ただし、銅板葺き仕上げによる場合は、この限りでない。
	外壁	1 色彩は、別表2による。ただし、外壁の一部に小面積で用いる色彩は、この限りでない。 2 臨港道路に面する建築物は、外壁を光沢のないタイル、自然石、木材その他これらに類するものとする。ただし、まち並みに調和すると認められる場合は、この限りでない。
	外観の意匠	屋根・外壁 屋根は、切妻、寄棟、入母屋等の勾配を有する形状とし、その勾配は、10分の3以上10分の7以下とする。ただし、まち並みに調和すると認められる場合は、この限りでない。
	照明	照明は、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものとしてはならない。
	建築設備	給排水管、空調設備の室外機等の壁面設備は、臨港道路から見えない位置に設置するものとする。ただし、当該位置に設置することが困難な場合は、囲いを設けるなど目隠しを施すものとする。
工作物の高さの最高限度	最高の高さを15メートルとする。ただし、用途上、構造上、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。	
工作物の形態意匠の制限	記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの	1 画像、動画を表示又は掲示するLED装置、大型スクリーンその他これらに類するものを設置してはならない。 2 過剰な装飾を避ける等、周囲の環境に調和した色彩やデザインとする。 3 照明は、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものとしてはならない。
	物の製造、貯蔵又は供給処理の用に供する施設	臨港道路に面する部分に設けるものは、囲いにより目隠しを行う。
	垣又はさく	臨港道路に面する垣又は柵は生け垣又は透視可能な鉄柵・金網等とし、緑化に努める。
	擁壁	自然石擁壁・自然石風擁壁（コンクリートはつり等）又は前面、上部、壁面等に緑化を施した擁壁とする。
	自動車の車庫	垣又はさくの基準に準じて修景する。
	自動販売機（屋外に設置されるもの）	1 外装部分の色彩は別表4による。 2 商品窓の内部パネルの色彩は、白色又は5Y8.5/0.5程度の高明度・低彩度色とする。
	その他の工作物	周囲の環境に調和した色彩やデザインとする。
開発行為の制限	盛土、切土の制限	開発行為における切土又は盛土(以下「盛土等」という。)によって生じる法の高さは1.5メートルを超えてはならない。ただし、敷地が道路に接する部分から当該建築物までの通路を確保する目的で行う盛土等又は災害防止の目的で行う盛土等で、市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。 ※別図2を参考

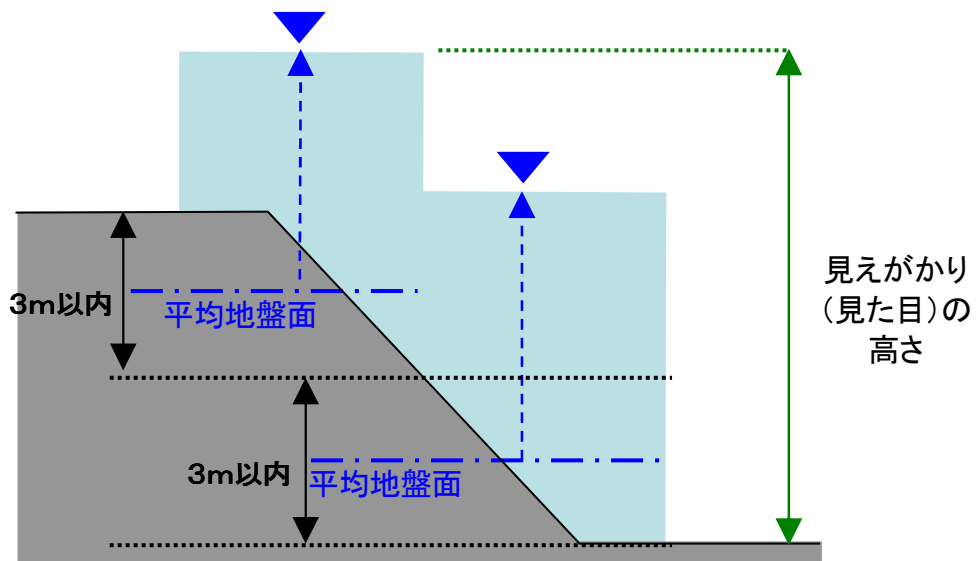
③別図・別表類

別図1. 建築物・工作物の高さの算定方法

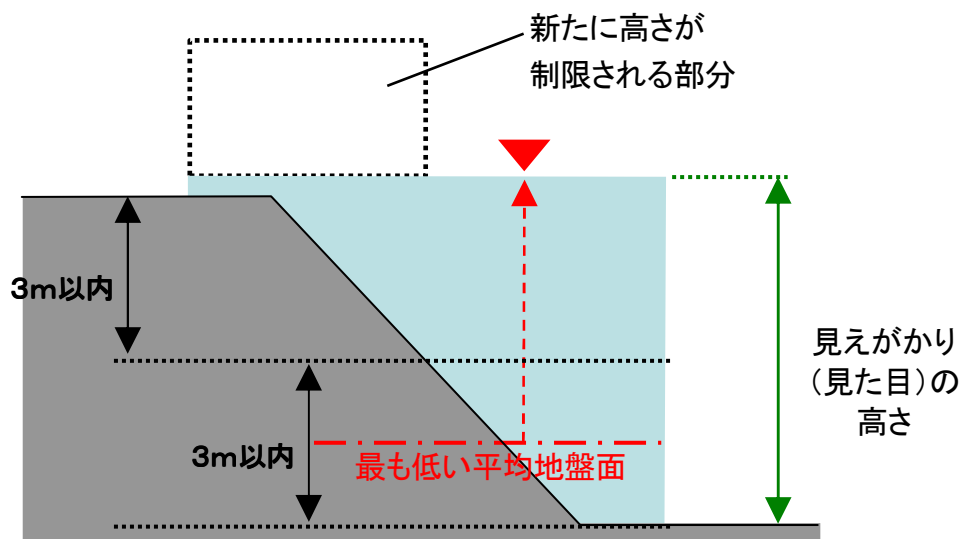
基準に定める建築物・工作物の高さの算定方法は、次図に示すとおりとする。

なお、建築物の周囲に当該建築物と一体的な構造のからぼりがある場合は、当該からぼりの周壁が当該からぼりの外側の地面と接する位置を地面と接する位置とする。

現基準：建築基準法上の建築物の高さ

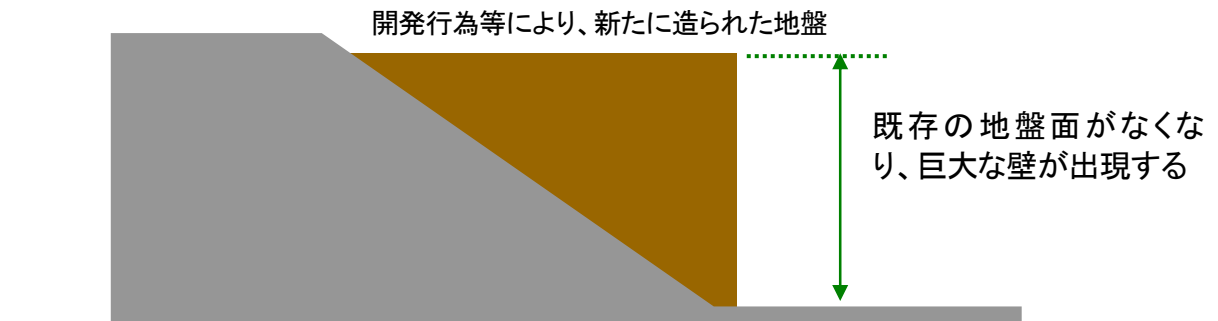


新基準：景観法で新たに定める建築物の高さ

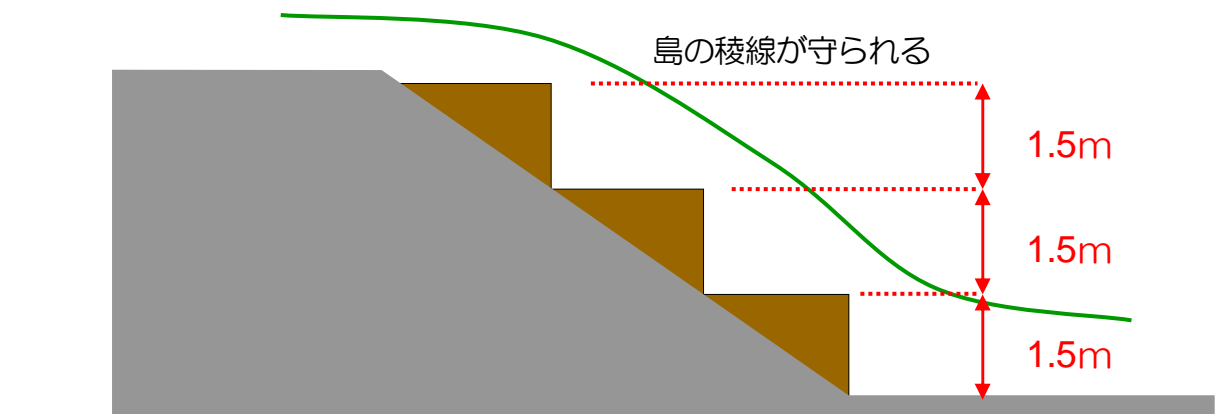


別図2. 切土、盛土による制限

現基準：特に切土、盛土の制限はない



新基準：切土、盛土を1.5メートルに制限することで、意図的なかさ上げを抑制する



別表 1. 建築物の屋根の色彩の基準

彩度区分	明度区分	色調略号	明度範囲	各色相における彩度の範囲									
				R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (黄緑)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (青紫)	P (紫)	RP (赤紫)
無彩色 ・ごく低彩度色 (カラー ニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0.0~1.0					0~0.5				
	高明度	L-1	6.0~8.9	0.0~1.0					0~0.5				
	中明度	M-1	3.0~5.9	0.0~1.0	0.0~2.0	0.0~1.0	0~0.5						
	低明度	D-1	0~2.9	0.0~1.0	0.0~2.0	0.0~1.0	0~0.5						
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0					0.6~1.0				
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0						
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0						
	低明度	D-2	0~2.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0						
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0~10.0	2.1~3.0					1.1~2.0				
	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0	1.1~2.0						
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0						
	低明度	D-3	0~2.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0						
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0~10.0	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上						
	高明度	L-4	6.0~8.9	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上						
	中明度	M-4	3.0~5.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上						
	低明度	D-4	0~2.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上						

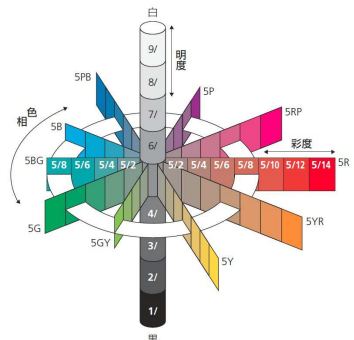
凡例 色彩基準(使用可能な色彩)
 適用できない色彩

別表 2. 建築物の外壁の色彩の基準

彩度区分	明度区分	色調略号	明度範囲	各色相における彩度の範囲									
				R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	GY (黄緑)	G (緑)	BG (青緑)	B (青)	PB (青紫)	P (紫)	RP (赤紫)
無彩色 ・ごく低彩度色 (カラー ニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0.0~1.0					0~0.5				
	高明度	L-1	6.0~8.9	0.0~1.0					0~0.5				
	中明度	M-1	3.0~5.9	0.0~1.0	0.0~2.0	0.0~1.0	0~0.5						
	低明度	D-1	0~2.9	0.0~1.0	0.0~2.0	0.0~1.0	0~0.5						
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0					0.6~1.0				
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0						
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0						
	低明度	D-2	0~2.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0						
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0~10.0	2.1~3.0					1.1~2.0				
	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0	1.1~2.0						
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0						
	低明度	D-3	0~2.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0						
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0~10.0	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上						
	高明度	L-4	6.0~8.9	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上						
	中明度	M-4	3.0~5.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上						
	低明度	D-4	0~2.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上						

凡例 色彩基準(使用可能な色彩)
 適用できない色彩

◆別表で用いている色彩基準の数値(マンセル値)について
 色彩基準ではマンセル表色系による具体的な色彩範囲(マンセル値)を16種類のトーン(色調)に分類し、使用できる色彩の範囲、使用できない色彩の範囲を表しています。
 マンセル値は色彩を正確かつ客観的に表すために用いられる色彩のものさしとも言える尺度のひとつで、色彩を「色相(いろあい)」、「明度(明るさ)」、「彩度(あざやかさ)」の3つの属性の組み合わせで表すものです。
 以下この章の他の地区においても同様の表現をしています。



別表 3. 日除け・風除けの色彩の基準


対象部位	色相	彩度
日除け・風除け	RP(赤紫)、R(赤)、YR(黄赤)	5 以下
	Y(黄)、GY(黄緑)、PB(青紫)、P(紫)	4 以下
	G(緑)、BG(青緑)、B(青)	3 以下

別表 4. 自動販売機の色相の基準

次の 2 色を基本とする。 ※マンセル値 (日本塗料工業会色見本番号)
 ・ 5 Y 7.5/1.5 (25-75C)
 ・ 10 Y R 7.0/1.0 (19-70B)


■色彩誘導基本色参照図

自動販売機の色相誘導基本色 1



5Y 7.5/1.5 [25-75C]

自動販売機の色相誘導基本色 2



10YR 7.0/1.0 [19-70B]

(6) 屋外広告物の基準（法第8条第2項第4号イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項）

江の島特別景観形成地区の屋外広告物の基準は、それぞれの地区毎の基準として次のとおり定めます。

①屋外広告物の景観形成方針

西町地区・東町地区・山地区
<p>○江の島の歴史的景観と調和したまち並みにふさわしいものとする。</p> <p>○下地の素材は原則として木質系のものとする。</p> <p>○広告物に表記する書体は、毛筆書体、明朝体その他これらに類するものとする。</p>

臨港地区
<p>○周囲のまち並みと調和したものとする。</p>

②屋外広告物の景観形成基準

対象：屋上広告塔、屋上広告板、壁面利用広告物、壁面突出広告物、独立広告塔
独立広告板

西町地区・東町地区・山地区
<p>江の島の歴史的景観と調和したまち並みにふさわしい看板とする。</p> <p>○形状：正方形又は長方形とする。</p> <p>○材料が紙質系、布質系、木質系、石質系、金属系の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">地色：素材色又は淡色とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">図色（文字等）：文字を記載する面積の過半を金、銀又は最高彩度色の1/3以下とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">照明：淡色とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ネオンサイン、動光看板、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものの禁止</p> <p>○材料がその他の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">地色：淡色とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">図色（文字等）：文字を記載する面積の過半を金、銀又は最高彩度色の1/3以下とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">照明：淡色とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ネオンサイン、動光看板、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものの禁止</p>
臨港地区
<p>周囲のまち並みと調和した看板とする</p> <p style="padding-left: 2em;">地色：最高彩度色の1/3以下とする</p> <p style="padding-left: 2em;">照明：淡色とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ネオンサイン、動光看板、フラッシュライト等瞬間的に強い光を発するものの禁止</p>